



みゃ〜く使り

〜宮古家畜保健衛生所〜

令和4年1月発行
沖縄県農林水産部
宮古家畜保健衛生所
宮古島市平良字西里1951
TEL (0980) 72-3321
FAX (0980) 72-6673

あけましておめでとうございます



非常勤 砂川 尚哉	主任 庄野 雪菜	主任 井村 博丸	事務補助 新崎 恵美	技師 知念 涼奈	主任 長濱 克徳
主任 新城 史也	班長 砂川 隆治	所長 宇地原 務	技師 川畑 敦	技師 普天間 悠香	

あけましておめでとうございます。新年を迎え、関係者の皆様におかれましては、益々ご健勝のことをお慶び申し上げます。旧年中は当家畜保健衛生所の家畜防疫衛生及び畜産振興業務の推進にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございました。

令和3年の宮古及び多良間家畜市場における子牛の年間取引頭数は5,325頭、販売額は38億7,300万円で前年に比べ約3億円増加、また、子牛1頭平均価格も68万3,175円と8万4,167円増加し、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が長期間続いたものの子牛価格は回復傾向を示しております。

また、昨年開催された「第47回沖縄県畜産共進会」では、肉用牛の部で宮古島市から4頭、多良間村から2頭が優秀賞を受賞し、宮古島市が団体賞を受賞いたしました。これも生産農家の皆様の継続的な和牛改良と飼養管理技術向上の成果であり、それを側面から支援してきた宮古畜産関係者の団結の賜であります。今年の10月に鹿児島県で開催されます「第12回全国和牛能力共進会」にこの成果が繋がりますようご期待申し上げます。

国内においては、高病原性鳥インフルエンザが今シーズンは昨年11月の秋田県における発生以降、9県13事例発生しており、野鳥でも複数県で高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されています。また、豚熱については、平成30年9月に国内での発生が確認されて以降、これまでに本県を含め16県76事例の発生が確認されています。生産農家の皆様には、引き続き、飼養衛生管理基準を遵守して飼養家畜の異常の早期発見・通報等の徹底をお願いするとともに、特定家畜伝染病が発生した場合に、迅速かつ円滑な初動対応が行われるよう、防疫資材の備蓄や関係機関との連携体制の確保に努めてまいります。

関係者の皆様には、本年も当家畜保健衛生所へのご理解、ご協力をお願い申し上げますとともに本年が皆様方にとって実り多き一年となりますことを心よりお祈り申し上げます。

令和4年 元旦

宮古家畜保健衛生所 所長 宇地原 務

口蹄疫発生を想定した防疫演習を行いました



12月15、16日、宮古島市総合体育館において、口蹄疫の発生を想定した防疫実働演習を行いました。今回の演習では、防疫ステーションの設置・運営に重点を置き、動員者が防疫ステーションから農場へ出発し、防疫作業後に防疫ステーションへ戻ってくる一連の流れや、防護服の着脱方法を確認しました。

口蹄疫は、 特定家畜伝染病*に含まれる重要な牛の疾病です！

症状

発熱・泡状のよだれ・舌のただれなど



泡状のよだれ



舌のただれ

特徴

- ・極めて強い感染力
- ・発生すると、**殺処分**が義務
- ・産業、経済被害が甚大（畜産関連、観光関連）

防疫対策の徹底をお願いします！

* 特定家畜伝染病とは、家畜伝染病のうち、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして農林水産省令で定めるもの

高病原性鳥インフルエンザを 宮古地域で発生させないための対策 ～皆様の大切な家きんを守るために～

高病原性鳥インフルエンザは、ウイルスを持っている野鳥、その野鳥の糞に触れた野生動物や人・ものを介して鶏に感染します。

鶏農場内での対策	鶏農場外での対策
農場に出入りする 車両の消毒をする	他の鶏農場への 立ち入りを控える
長靴・作業着の消毒をする	ため池や湿地などで 野鳥に近づきすぎない
野生動物（特にネズミ） の駆除をする	野鳥の死体を発見した時は 素手で触らない
野鳥の侵入防止のため、 防鳥ネットの設置・修繕をする	水辺などで野鳥の糞を踏んだ 可能性がある時は、靴底を洗う

令和3年度国内発生状況（1月18日時点）

発生県	合計農家数	合計処分数
秋田・鹿児島・兵庫・ 埼玉・広島・愛媛	9（採卵鶏）	74.9 万羽
青森・熊本・鹿児島・千葉	4（肉用鶏）	25.1 万羽
千葉	1（あひる）	380 羽

対策の徹底をお願いします！

野鳥の死体を発見したら

宮古島市 環境衛生課へ

TEL 0980-75-5339

家きんの異常を発見したら

宮古家畜保健衛生所へ

TEL 0980-72-3321



牛の飼養者の皆様へ



**不正な精液や受精卵は、
買わない！売らない！使わない！**

(法令を遵守し、トラブルを防ぎましょう!)



- ✓正しい証明書が添付されていない精液を譲渡・使用することは不正な行為です。
- ✓不正な行為によって生産された受精卵を譲渡・使用することはできません。
- ✓使用済みの精液や受精卵の証明書・ストローを他人に譲渡することはできません。

これらの事項に抵触する場合は、
家畜改良増殖法違反に問われる可能性があります。

詳しい注意点は
次のページへ

組織名	部署名	連絡先
沖縄総合事務局	農林水産部生産振興課 畜産振興室	098-866-1653 (直通)
沖縄県	農林水産部畜産課	098-866-2269 (直通)

**ご不明な点や不正流通に関する情報等がありましたら、お住まいの
都道府県又は地方農政局等に連絡してください。**

農林水産省

精液や受精卵を譲渡・使用する際は 以下に注意して下さい！

① 精液に正しい証明書が添付されていますか？

正しい証明書が添付されていない精液は、有償・無償を問わず譲渡や使用ができません。



- 既に使用された痕跡はありませんか？
 - ・ 授精証明書から剥がした痕跡（破れ、割印の跡）がある
 - ・ 「譲渡・経由の確認」等が修正液で塗りつぶされている
- 偽造（コピー等）された形跡はありませんか？
 - ・ 他の証明書と紙質や印刷の色が違う
- 「譲渡・経由の確認」の欄は正確ですか？
 - ・ 記載漏れや不自然な経由がある
- 記載内容とストローの表示が一致していますか？
 - ・ 採取年月日が異なる

② 注入する精液に、使用制限はありませんか？



- 県有牛の精液やその受精卵などの中には、契約により使用者の範囲や使用目的が制限されているものがあります。この制限に反するものは、不正に流通したものである可能性があります。

不正流通を防止するために

- ◆ 精液証明書等（添付されているストローを含みます）は適切に保管しましょう（紛失・盗難にも注意）。
- ◆ 牛の廃用等の理由で使用後に不要となった精液証明書等は、使用済みであることが外観上判別できるようペンで×をする（右図の例）などの再使用防止の処置をしましょう。

第 号 (番号又は記号)		家畜人工授精用精液証明書	
種畜証明書番号		種畜の等級	
名前			
家畜登録機関名及び登録番号			
種類及び品種			
精液採取年月日			
種畜飼養者の氏名又は名称及び住所			
獣医師（家畜人工授精師）の登録番号 (免許番号) 及び住所、氏名			

【図：全体にペンで×を記載した例】

※譲渡・使用する受精卵についても正しい受精卵証明書が添付されているかなど同様に注意してください。
 ※上記により、精液や受精卵の不正流通が疑われる場合はお住まいの都道府県又は地方農政局等にご相談ください。

家畜飼養者の
みなさん

定期報告書の提出をお願いします

家畜伝染病発生時には、初動防疫を迅速に行うことが重要となります。そのため、**家畜の所有者は、毎年、畜舎の位置、家畜の頭羽数（2月1日時点）、衛生管理状況を県知事へ報告することが法律により義務付けられています。1頭（1羽）から報告が必要です。**

	畜種	提出期限
家畜	牛、水牛、鹿、馬、綿羊、山羊、豚、いのしし	毎年 4月15日
家きん	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	毎年 6月15日

◆ **対象者**：対象家畜の所有者

◆ **報告内容**

1. **基本情報**：所有者/管理者の名称、住所、連絡先、家畜の種類、頭羽数など
2. **飼養衛生管理基準の遵守状況**
3. **添付書類**：農場の平面図、飼養密度など

◆ **報告様式**：宮古家保、沖縄県HPからダウンロード

(<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/norin/chikusan/eis/ei/teikihoukoku.html>)

◆ **提出先**：宮古家畜保健衛生所

問い合わせ先：宮古家畜保健衛生所 TEL：0980-72-3321